

(2024年11月 法改正)

その自転車の運転

罰則対象です！

酒気帯び

ながらスマホ



イヤホン着用

傘差し運転

2024年11月から新しく追加された罰則

酒気帯び

ながらスマホ

3年以下の懲役
50万円以下の罰金

6カ月以下の懲役
10万円以下の罰金

※この他にも、上記に関連する行為について罰則が定められています。

(出所：政府広報オンライン「2024年11月自転車の「ながらスマホ」が罰則強化！「酒気帯び運転」は新たに罰則対象に！」を基に作成)